

飼い犬が人をかんでしまった場合について

飼い犬が人をかんでしまった場合、かまれた人の手当てや、新たな侵害を防止する措置を講じることはもちろんですが、飼養者又は管理する者は、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例 第20条第2項に基づき、こう傷届を提出し、また犬が狂犬病を発症していなかったかどうかを、獣医師に検診（鑑定）してもらわなければなりません。

この届けによって、飼い犬が人をかんだという事実が正式に報告され、当時の状況によっては、飼い主側だけでなく、かまれた側に対しても、再発防止の注意喚起をおこないます。

検診の結果も提出する必要があります。予防接種を受けていても、100%病気を防ぐことは出来ません。鑑定を受けることで、お互いの不安要素を取り除くことにもなります。なお狂犬病の検診は、動物病院で受けることができます。検診の結果は、最初の診察から2週間程度の期間を要します。

千葉県動物愛護管理条例には罰則を含む規定もありますが、罰則を適用することではなく、再発防止を図ることが重要と考えています。

再発防止を確認する方法として、始末書（顛末書）に改善方法を記載して頂き、それを確認することが挙げられます。御協力をお願いします。

提出書類

- 1 こう傷届（千葉県動物の愛護及び管理に関する条例 第20条第2項の1）
- 2 かんだ犬の狂犬病鑑定書（同条例 第20条第3項）
- 3 始末書（顛末書）（任意）

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例

平成二十六年十月二十一日

千葉県条例第四十二号

(抜粋)

(犬の所有者等の遵守事項)

第十二条 犬の所有者又は占有者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 飼養施設ごとに、公衆の見やすい方法で、犬の飼養又は保管をしている旨を表示しておくこと。
- 二 その犬の発育の状況に応じた適切な時期に、飼養又は保管の目的、環境等に応じた適切な方法で、その犬を所有者又は占有者の制止に従わせる訓練その他のその犬が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないようにするためのしつけをすること。
- 三 その犬を訓練し、移動し、又は運動させるときは、犬のふんを持ち帰るための容器を携行し、及びその犬のふんを適正に処理すること。

(犬の係留義務)

第十八条 犬の飼養又は保管をする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その犬の係留をしておかななければならない。

- 一 その犬を制御することができる者がロープ、鎖等によりその犬を確実に保持する方法その他の逃亡のおそれがなく、かつ、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない方法でその犬を訓練し、移動し、又は運動させるとき。
- 二 警察犬、身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定する身体障害者補助犬をいう。）その他規則で定める犬をその用途に使用するとき。
- 三 その犬を曲芸、展覧会、競技会その他これらに類する催しのために使用するとき。
- 四 哺乳期の犬を飼養し、又は保管するとき。

(犬による侵害の発生時の措置)

第二十条 犬の飼養又は保管をする者は、その犬が人の生命又は身体に害を加えたときは、直ちに、被害者を救護し、及びその犬による人の生命又は身体に対する新たな侵害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 犬の飼養又は保管をする者は、その犬が人をかんだときは、直ちに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 その犬が人をかんだ旨を知事に届け出ること。
 - 二 その犬が狂犬病にかかっているかどうかに関する獣医師の検診を受けさせること。
- 3 前項第二号の検診を受けさせた者は、その検診の結果を通知された後直ちに、規則で定めるところにより、その結果を知事に報告しなければならない。

記入みほん

不明なところは空白でも構いません。
わかる範囲で記入して下さい。

第四号様式（第六条第一項）

こ う 傷 届 出 書

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事

様

届出者

住 所 〇〇市〇〇〇-〇-〇

氏 名 〇〇 〇〇

〔 法人にあっては、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

飼養又は保管をする犬が人をかんだので、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第20条第2項第1号の規定により、次のとおり届け出ます。

飼養又は保管をする犬	種類	雑種	呼び名	わんちゃん	年齢	3才	性別	オス
	毛色	茶	体格	大・ <input checked="" type="checkbox"/> ・小	特徴	短毛		
	過去におけるこう傷事故の有無			有（ 回 ） ・ <input checked="" type="checkbox"/>				
狂犬病予防措置	登録番号	〇〇年度 第 1234 号	注射済票番号	〇〇年度 第 5678 号	最終注射年月日	〇〇年〇月〇日		
事故発生日時	〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇時 〇〇分頃							
事故発生場所	〇〇市〇〇〇-〇-〇 自宅敷地内、玄関まえ							
こう傷部位・程度	右足首外側に歯型がつく程度。1時間ほどしてから腫れて血が滲む。							
事故発生時の犬の管理状態	<input checked="" type="checkbox"/> 犬舎等に係留中 <input type="checkbox"/> 係留して運動中 <input type="checkbox"/> 放し飼い <input type="checkbox"/> その他（ ）							
事故発生時の状況	<input type="checkbox"/> 犬に手を出した <input type="checkbox"/> 係留しようとした <input checked="" type="checkbox"/> 配達・訪問等の際 <input type="checkbox"/> 通行中 <input type="checkbox"/> 遊戯中 <input type="checkbox"/> その他（ ）							
被害者	住 所	××市××-××						
	氏 名	×× ××			電話番号	×××-××××-××××		
	治療の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無		病院名	〇〇病院			
備 考								

注 「事故発生時の犬の管理状態」及び「事故発生時の状況」欄は、該当する□の中にレ印を記入し、「その他」に該当する場合は、（ ）内に具体的内容を記入すること。

見本

始末書

年 月 日

君津保健所長 様

住所

氏名

電話

私は、令和〇年〇月〇日に こう傷事故を起こしてしまいました。

これは、犬の適正な管理を怠った結果により他人の身体等に多大な迷惑を
かけてしまっただけでなく、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例 第12
条 及び 第18条に違反しており、深く反省しています。

今後は厳重に管理を行い、下記のような改善も行います。また今後同様の
事故を起こした場合は、いかなる処分を受けても異議を申し立てませんので、
今回に限り寛大な処置をお願い致します。

記

- ・ (例) 係留場所を〇〇に移動し、訪問者に接触しないようにします。
- ・ (例) 散歩中は短い引き綱を使い、放し飼いはしません。
- ・ (例) 〇〇しつけ教室に通い、飼い方、しつけ方を見直します。

など

※参考書式(各動物病院の書式で構いません)

狂 犬 病 鑑 定 書

畜主又は管理者

住所
氏名

畜犬名称

特 徴	産 地	毛 色	種 類
	体 格	年 令	性 別

咬傷年月日

一回

診察年月日

二回

年	年	年
月	月	月
日	日	日

右は現時非狂犬病と鑑定する

年 月 日

獣医師

住所
氏名

